

監査品質のマネジメントに関する 年次報告書

(公認会計士法施行規則第95条、第96条対応)

2025年版

CONTENTS

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所の概要	03
1. 最高責任者からのメッセージ (事務所の特色及び監査品質向上に向けた取組み)	
2. 事務所の概要	
II. 経営管理の状況等	11
1. 品質管理基盤	
2. 組織・ガバナンス基盤	
3. 人的基盤	
4. IT基盤	
5. 財務基盤	
6. 国際対応基盤	
7. その他	
(別紙)「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」	30

1.MESSAGE

監査事務所の最高責任者からのメッセージ(事務所の特色及び監査品質向上に向けた取組みについて)

監査法人コスモスは、法人名となっている「コスモス(宇宙)」のように無限の可能性を追求するとともに、財務書類の利用者の意思決定とクライアントの発展をサポートし、国民経済の健全な発展に貢献することを使命とする法人です。

私たちは、「コスモス(宇宙)」が、一定の秩序によって常に調和が保たれているように、中小企業の支援を中心とした活動によって、経済社会の秩序を保ち、調和のとれた経済社会の持続的発展に寄与することをいつも念頭に、日々の業務に取り組んでおります。

特に監査法人コスモスの上場・IPOを通じた監査業務などの活動が、私たちが暮らす経済社会の秩序を保ち調和のとれた国民経済の持続的成長と発展に寄与できると確信しています。

統括代表社員 新開智之

Corporate Philosophy

経営理念

Create the future with "QUALITY" and "TRUST"

品質と信頼で未来を切り開く。それが私たちの使命と責任です。

監査法人コスモスは、監査業務及び財務に関するコンサルティング業務を通して、資本市場における社会的・公共的使命に応え、もってクライアントの健全な発展と監査法人の組織メンバーの幸福に貢献します。

POLICY

経営方針

監査法人コスモスは、財務書類の監査及び証明業務を中核業務と位置づけると共に、財務に関するコンサルティング業務(中小・中堅企業への株式公開支援業務、内部統制構築支援業務等)に特化し、中小・中堅企業が資本市場を積極的に活用できるように支援することを主たる業務活動と位置づけます。

また、これらの業務を通して、監査法人メンバーの職業専門家としてのアイデンティティが確立され、健全な心・技・体の成長が育まれるよう後押しすると共に、各メンバーがクライアントの健全な発展と持続的成長に寄与することで、社会貢献を図ることを共通の目的とします。

監査法人コスモスは、労働者人口の7割をかかえる中小・中堅企業の上場を支援し、もって日本経済・国民経済の健全な発展に貢献することを共通の目的として運営しており、上場企業の監査に加え、中小・中堅企業の上場支援を通じて監査業務を担う存在として、より規律の高い品質管理態勢を整備すべく、品質管理に関するリスクへの対応の他、①品質管理、②組織・ガバナンス、③人的、④IT、⑤財務、⑥国際対応の6つの基盤への対応に配慮しながら、品質管理態勢の継続的改善に取り組んでいます。

MANAGEMENT POLICY

品質管理運営方針

- I. 全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施する。(品質管理規程第12条第3項)
 1. 監査業務の品質が優先するということが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進(インセンティブ・システムを含む。)等の人事に関する方針及び手続に反映させること。
 2. 当法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、各管理者の責任を定めること。
 3. 当法人が品質管理の方針及び手続の整備や文書化並びにその支援を行うために十分な資源を用意すること。
- II. 当法人に所属するすべての監査実施者は、当法人が定めた「監査の品質管理規程」を遵守すること。
- III. 当法人に所属する全員は、当法人が定めた「情報セキュリティ対策の基本方針」に従って行動すること。
- IV. 当法人に所属する全員は、当法人が定めた「インサイダー取引防止規程」を遵守すること。

VALUE

社是

私たちは、お互いの信頼関係を大切にするとともに、クライアントとの深い信頼関係を築くことのできる、知性と教養のある、柔軟でバランスのとれた監査人の集まりを目指します。

1

私たちはコミュニケーションを大切にします。

2

私たちは礼節を大切にします。

3

私たちは感謝の気持ちを大切にします。

4

私たちは何ごとも謙虚に学ぶ姿勢を大切にします。

2.OFFICE OVERVIEW

事務所の概要

事務所・社員 / 職員について (2025年7月末現在)

社員/職員数

103名

(業務委託職員も含む)

名古屋事務所

58%



東京事務所

42%

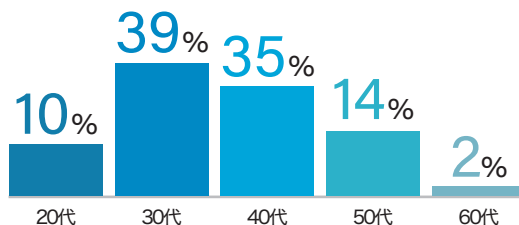
勤務地比率

男女比率

4:1

平均勤続年数

5.2年



年代別社員/職員比率

働く環境について

年間休日日数

125日

完全週休2日制(土・日)/祝日/年末年始休暇/
夏季休暇/有給休暇/慶弔休暇/特別休暇

所定外労働時間

月平均 15時間

有給休暇取得率

68%

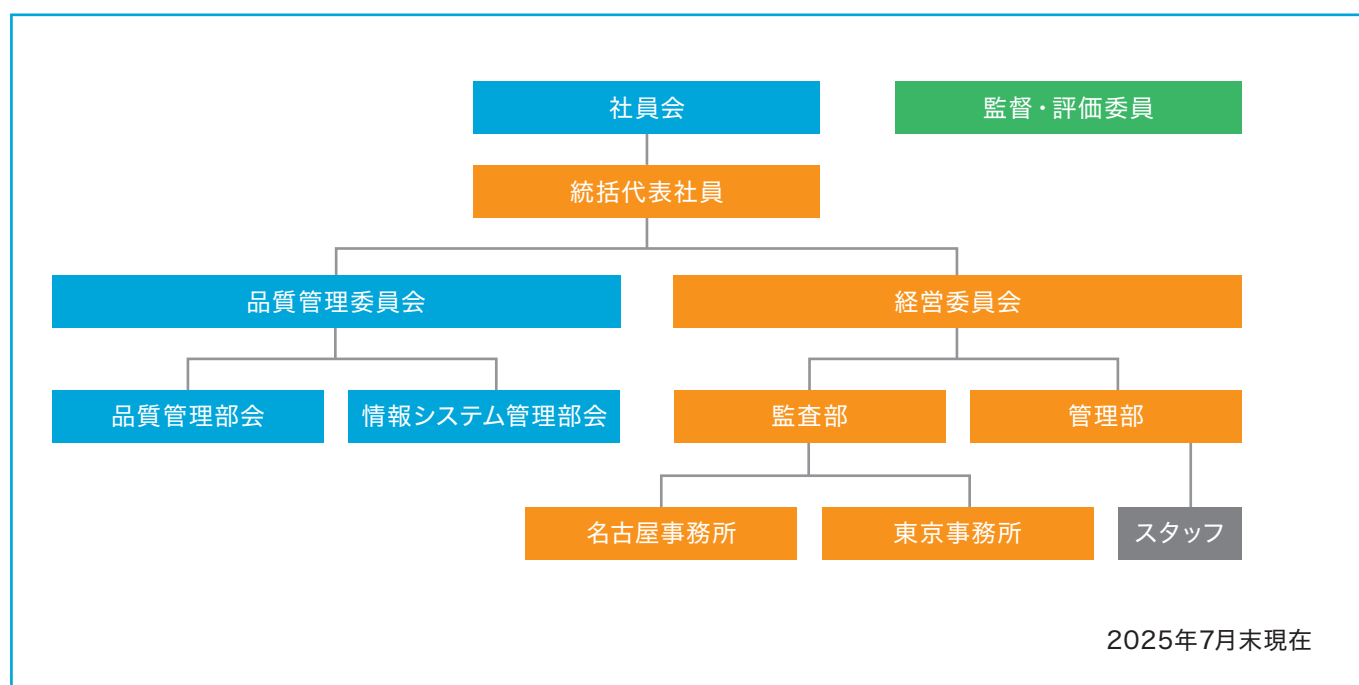
男性の育休取得率

68%

平均賞与額

4ヶ月分以上

監査法人コスモス 組織図



CORPORATE OVERVIEW

法人概要

法人名	監査法人コスモス（無限責任監査法人）
設立	1988年6月
事業内容	保証業務（会計監査、内部統制監査等）、上場準備支援業務、各種コンサルティング業務等

DEVELOPMENT

沿革

1988年6月	設立（本部－名古屋市中区栄、東京事務所－東京都品川区大崎）
2005年6月	PrimeGlobal加盟
2007年5月	上場会社監査事務所登録
2007年9月	本部を現在の事務所に移転
2015年6月	東京事務所を東京都中央区日本橋に移転
2019年8月	東京事務所を東京都千代田区神田鍛冶町に移転
2023年7月	東京事務所を東京都中央区日本橋に移転
2024年8月	大阪オフィスを大阪府大阪市北区梅田に開設
2025年1月	上場会社等監査人名簿に登録

監査法人の社員・代表社員の役割

役職名 (担当)	氏名
統括代表社員 (経営委員会委員長)	新開 智之
代表社員 (経営委員会委員)	岩村 豊正
代表社員 (品質管理委員長) (経営委員会委員)	小室 豊和
代表社員 (情報システム管理部会部長) (経営委員会委員)	長坂 尚徳
代表社員 (品質管理委員) (経営委員会委員)	寺島 洋希
社員 (品質管理委員)	相羽 美香子
社員 (総務部部長)	櫻井 真由美
社員 (品質管理委員)	外山 雄一
社員 (品質管理委員・ 品質管理部会部長)	杉江 明俊
社員 (品質管理委員)	瀬古 直央
社員 (品質管理委員・ 品質管理部会部長)	林田 将和

2025年7月1日現在

社員・代表社員及び専門職員の状況（2025年7月末現在）

1. 社員・代表社員

公認会計士	特定社員	計
11人	0人	11人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	監査証明業務を含む 監査法人の活動に係る 重要な事項の決定	11人	0人	11人

3. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用人の 数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅南 1-3-18 NORE名駅6F	9人	0人	9人	35人
(従)東京事務所	東京都中央区日本橋1-2-19 日本橋ファーストビル7F	2人	0人	2人	33人

独立性を有する第三者

役職名	氏名	職務内容	主要職歴
監督 評価 委員	浜田 正継	ガバナンス・コードに 基づく法人運営全般に 関する監督及び評価	新日本有限責任監査法人 代表社員

4. 監査証明業務の状況

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	6社	5社
②金商法監査	0社	0社
③会社法監査	9社	1社
④学校法人監査	1社	0社
⑤労働組合監査	0社	0社
⑥その他の法定監査	1社	1社
⑦その他の任意監査	67社	0社
計	84社	7社

被監査会社(大会社等に限る)の名称

株式会社オーイズミ

株式会社KVK

株式会社QLSホールディングス

アスカ株式会社

株式会社アークコア

JPP第1号株式会社

山梨県民信用組合

海外との連携

監査法人コスモスは、2005年6月からPrimeGlobal[※]に加盟しており、現在のPrimGlobalに在籍するメンバーは以下のとおりです。以下のウェブサイトを参照ください。

<https://www.primeglobal.net/about-us/facts-and-figures>

※「監査事務所における品質管理」(品質管理基準報告書第1号)に規定される「ネットワーク」には該当しません。



Countries

112



Firms

311



Locations

1,095



Member Satisfaction

84%



Staff

34,241



Partners

3,485



1. 品質管理基盤

(1) 品質管理に関する基本方針

当監査法人は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」の要求事項に基づき、「より質の高い監査を一貫して実施することにより、公共の利益に資する」ため、監査業務の品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、監査業務の質が優先されるということが当監査法人の「品質管理運営方針」であることを認識し、品質管理を行っています。

監査業務における監査の品質を維持、向上することにより、社会の負託に十分かつ適切に対応することが、当監査法人の存続だけでなく発展に不可欠です。

そのため、バランスの取れた人材採用を計画的に実施し、人材育成の手段として、定期的かつ効果的な勉強会や研修の開催による専門要員※の能力向上に努めています。

また、品質管理を充実させる仕組みとして、品質管理委員会を中心に、品質管理部会、情報システム管理部会を組織し、品質管理業務を運用しています。

品質管理委員会を中心に、電子監査調書システムの整備、監査ツールや監査【品質管理】マニュアルの適時の改訂を実施しており、そのうえで、電子監査調書システムによる監査調書の文書化やアーカイブのモニタリングを行い、日常的監視や定期的な検証を実施しています。

※専門要員とは、当監査法人に所属する社員・代表社員及び専門職員を指します。専門職員とは、監査業務等に従事する職員です。

(2) 品質管理委員会の役割

当監査法人では、品質管理についての運営方針を下記の通り定めています。

品質管理運営方針

01

全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施する。

(品質管理規程第12条第3項)

1. 監査業務の品質が優先するということが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進（インセンティブ・システムを含む。）等の人事に関する方針及び手続に反映させること。
2. 当法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、各管理者の責任を定めること。
3. 当法人が品質管理の方針及び手続の整備や文書化並びにその支援を行うために十分な資源を用意すること。

02

当法人に所属するすべての監査実施者は、当法人が定めた「監査の品質管理規程」を遵守すること。

03

当法人に所属する全員は、当法人が定めた「情報セキュリティ対策の基本方針」に従って行動すること。

04

当法人に所属する全員は、当法人が定めた「インサイダー取引防止規程」を遵守すること。

監査業務に対する品質管理は、個別の監査業務における業務執行社員をはじめとした監査チームが責任を担うこととなります。他方、当監査法人の品質管理システムの整備及び運用の責任を担い、個別の監査業務の品質の向上を支援する組織として品質管理委員会があります。品質管理委員会は、社員・代表社員を中心に構成され、品質管理部会・情報システム管理部会を組織しています。

品質管理委員会では次の職務を行うことを品質管理委員会規則に定めています。

- 当法人の品質管理システムの整備及び運用に係る検討事項・諸問題の抽出・報告
- 当法人の品質管理システムの整備及び運用上、抽出・報告された検討事項・諸問題の審議
- 当法人の品質管理システムの整備及び運用上、抽出・報告された検討事項・諸問題の解決策の立案
- 上記、審議された事項について、社員会への上程及び報告

具体的には、以下の事項を含みます。

- 品質管理に関する規程改定案の作成、品質管理に関する規則、マニュアル、ツールの改廃
- 職業的専門家に求められる必要なCPD研修の実施
- 独立性など職業倫理、インサイダー取引について確認の実施及び管理
- 専門的な見解の問合せの運営・管理

品質管理委員会は、社員・代表社員により毎月定例で1回開催され、委員会では、品質管理システムの整備及び運用に係る決定、協議、報告を行っています。

品質管理委員会には、統括代表社員などもオブザーバーとして参加し、情報の共有化が図られています。

また、品質管理委員会では品質管理部会、情報システム管理部会の2つの部会を設置し、役割分担を明確にしたうえで、各部会が担当社員・代表社員の指示のもと、主体的に業務に取り組むようにしています。

品質管理委員会では、各部会の業務進捗を報告する他、主に会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論が行われています。なお、事務所の品質管理全般にかかるフレームワークの構築や改訂に関する作業が必要な場合には個別にプロジェクトチームを編成して対応しています。

(3) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

職業倫理及び独立性について

当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則（以下「倫理規則」という。）の遵守に関する方針及び手続を定めるとともに、専門要員がこれを遵守していることを確かめています。

当監査法人では、当監査法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

また、当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確保するため、全ての専門要員に対して「監査人の独立性チェックリスト」の提出を求め、独立性に対する阻害要因の有無を確認しています。

独立性の遵守状況

2022年度	確認書回答率	100%	違反件数	0件
2023年度	確認書回答率	100%	違反件数	0件
2024年度	確認書回答率	100%	違反件数	0件

担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

公認会計士法上の大会社等の業務執行社員については、ローテーション計画の円滑な推進などに配慮し、監査業務の品質が確保できるように留意して、社員・代表社員のローテーションを実施しています。

社員・代表社員のローテーション・ルール

筆頭業務執行社員	最長関与期間	7	会計期間	クーリングオフ期間	5	会計期間
その他の業務執行社員	最長関与期間	7	会計期間	クーリングオフ期間	2	会計期間
審査担当社員	最長関与期間	7	会計期間	クーリングオフ期間	3	会計期間

(4) 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。これには、当監査法人として、関与先の誠実性等について慎重に判断すること及び当監査法人として監査を実施するための適性、能力及び人的資源を勘案すること等が含まれています。関与先の誠実性等については、関与先に重要な影響力のある株主、経営者等の姿勢や統制環境に関する情報などを考慮して検討しています。

また、反社会的勢力及び反市場勢力との繋がりを根絶するため、新規受嘱のみならず既存のクライアントに対しても必要に応じて情報検索(スクリーニング)を実施しています。

更に、他法人からの交代案件については、交代の理由も含め慎重に対応しており、既存のクライアントに対しても、継続企業の前段に疑義の生じた場合等監査リスクが極めて高くなった場合には、契約継続に関して慎重な判断を行うこととしています。

他方、監査を実施するための専門要員の適性、能力及び人的資源については、関与先の属する産業の知識を有しており、又は習得し得るなど職業的専門家として適切に業務に対応し得るかどうか、関連する規制等に関する経験等を有している専門要員を中心に対応可能かどうかなどを検討しています。

また、多様な企業との契約締結が可能となるように、社内研修により多様な事業の知識や業種特有の会計や監査事例に関する知識の習得、OJTによる経験の習得にむけた人材育成を実施しています。

(5) 審査の方針及び手続

当監査法人では、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めています。これには、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性、客観性及び審査の記録及び保存が含まれています。当該方針及び手続に従い、監査意見表明にあたっては審査担当者による審査を実施しています。

また、業務執行社員と審査担当者の意見が相違する場合には、適時に当該監査業務にかかる意見審査について品質管理委員会に上程し、最終の監査意見審査まで品質管理委員会によって審査を実施します。

(6) 専門的な見解の問合せ

当監査法人では、監査業務に係る専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のとおり定めています。

業務執行社員は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項、さらには不正事案に関して、専門的な見解の問合せを実施します。

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、品質管理委員会が対応窓口となり、当監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者との討議などを通じて行います。専門的な見解の問合せの助言者の選定に際しては、能力、適性について十分に考慮しています。

(7) 監査品質向上への取組み

監査品質向上のために品質管理委員会が主導して各監査業務での情報共有度をアップすることや現場業務の支援体制を構築しています。こういった考え方を基礎に当監査法人では、監査業務や監査品質向上への取組として以下の取り組みを実施しています。



会計監査・税務知識のアップデート

中小企業の監査やIPO準備では、会計監査だけでなく、法人税や消費税など、幅広い税目の知識が求められます。会計監査だけでなく税務知識の向上が、職業的懐疑心を高め、監査品質の向上へつなげると考えています。



監査提言集や検査事例集の読み合わせ

日本公認会計士協会が公表する「監査提言集」や公認会計士・監査審査会が公表する「監査事務所検査結果事例集」について、特に不正事例を中心に研修を実施しています。品質管理レビューや公認会計士・監査審査会の指摘事例を学ぶ機会を定期的に設け、対象となる監査基準報告書を都度確認するなど、監査事例の指摘事項が当監査法人の監査実務への実践的な学びとなるように工夫しています。



監査基準の理解をはじめとしたCPD単位の履修制度

当監査法人では、職業倫理・税務・品質管理・不正対応といった必須の履修単位を含め、公認会計士協会会則で求められるCPD単位を履修するため、e-ラーニングの研修計画について必須受講や推奨受講講座を専門要員全員に伝達して、毎月履修状況を確認しています。

また、品質管理向上に資するための実効的な研修単位の履修がされるように、効果的な研修計画を立案し、伝達するとともに、専門要員の履修実績の把握も行っています。



品質管理委員会による電子監査調書の確認

(2025年3月以降終了年度の監査証明クライアントから実施)

監査調書のアーカイブの期限である監査証明の日付から起算して60日程度以内の間に、電子監査調書のアーカイブを実施しています。



監査リスクを把握するための被監査会社との効果的な意見交換の実施

計画段階から被監査会社の内部統制の理解や業務プロセスの理解を通じてしっかりと被監査会社とコミュニケーションを行っております。特に監査実施段階において、被監査会社の監査対応担当者と監査チームとの間で、被監査会社の決算及び開示スケジュールを共有し、監査上の重要な事象の発生や不正リスク等について深度ある監査を実施するための情報交換を行っております。なお、監査計画段階や監査実施最終段階で経営者とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションを実施し、それ以外にも、積極的にコミュニケーションの場を設けており、適時適切に監査上のリスクを把握・評価することを心がけています。

経営者とのディスカッションでは、経済環境等のマクロ的な分析や事業環境、業績見通しなどに加え、不正リスクの評価や対応する内部統制の構築について、率直かつ深度ある意見交換を実施しています。



外部機関の活用と外部からの情報提供の活用等

当監査法人では、日本信用情報サービス株式会社が提供する、反社会的勢力のデータベースから、必要に応じて日本国内だけでなく世界的に情報を検索し、反社会的勢力や反市場の勢力との契約を締結しない取り組みを実施しています。また、弁護士事務所を公益通報窓口とすることで、個社に関する情報提供が随時実施され、不正の兆候等の判断に役立てています。

(8) 品質管理のシステムの監視

当監査法人は、品質管理システムを監視するために、品質管理委員会で定期的な検証及び日常的監視を実施しています。

定期的な検証においては、業務執行社員が3年に1回は必ず検証対象となるように検証計画を立案しています。また、定期的な検証に必要な資源を十分に確保し、品質管理委員会メンバー及び品質管理部会メンバーによる適切な期間、適切な人員による深度ある定期的な検証が実施できるように心がけています。

また、日常的監視では、監査業務の契約締結から監査報告書の保管までの個別の監査業務の完了状況や監査調書の保管状況について、品質管理委員会メンバーが毎月確認を実施しています。

(9) 外部レビュー等

外部レビューの概要

公認会計士又は監査法人に対する公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理システムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

2025年1月に、品質管理のシステムの整備状況及び運用状況のいずれにおいても重要な不備事項が見受けられない、「改善の不十分な事項のない確認結果」を受領しております。

公認会計士・監査審査会による検査

当監査法人は、公認会計士・監査審査会による立入検査の検査結果通知書を受領しております。

2.組織・ガバナンス基盤

(1) 組織・ガバナンスに関する基本方針

当監査法人はガバナンス及びリーダーシップに関する方針又は手続を明確にするために、当監査法人の規模に応じた品質管理システムを効果的に運用するための組織を構築し、品質の管理に関する成果と、達成を意識できる組織風土を醸成するための取り組みを実施しています。

当監査法人は社員会を最高の意思決定機関とし、社員会は、代表社員から選ばれる統括代表社員を筆頭として社員・代表社員により構成されています。また、経営執行機関として経営委員会が組織され、社員・代表社員の中から品質管理システムの整備及び運用に関する責任者(品質管理責任者)が選任され品質管理委員会を構成し、品質管理部会、情報システム管理部会を組織しています。

社員会は、全社員により構成され、重要な法人の意思決定を行います。社員会の意思決定項目については、職務分掌規程に定められ、その運営は社員会規則に従います。

経営委員会は、代表社員全員により構成され、日常業務における経営の執行を行います。経営委員会の意思決定項目については、経営委員会規則に従います。

品質管理委員会は、品質管理責任者を筆頭として複数の社員・代表社員から構成され、品質管理システム全般の意思決定を行います。品質管理委員会の意思決定項目は、職務分掌規程に定められ、その運営は品質管理委員会規則に従います。

品質管理部会は、社員または職員により構成され、品質管理の整備運用についてのモニタリングの補助を行い、監査現場環境や監査実務や品質管理制度の変化について品質管理委員会に報告し、品質管理上の改善点について検討の上、品質管理委員会に上申する役割を担います。

情報システム管理部会は、情報セキュリティ規程などを整備し、その運用状況をモニタリングします。また、品質管理システム上の情報システムに関する事項について規程に定められた活動を行い、当該活動は情報セキュリティ基本方針に従います。

また、当監査法人は、2024年度より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(所謂、監査法人のガバナンス・コード)を正式に導入し、顧問を外部の監督評価委員とし、当該委員からの発言を参考に第三者の視点による健全な経営を目指します。

更に、2024年度から、顧客満足度調査及び従業員満足度調査を実施することにより、客観性の高い当監査法人に対する評価を実施し、2025年から、「監査品質に関する報告書」を作成開示することにより、広く当監査法人の品質管理の状況について透明性を高めていきます。

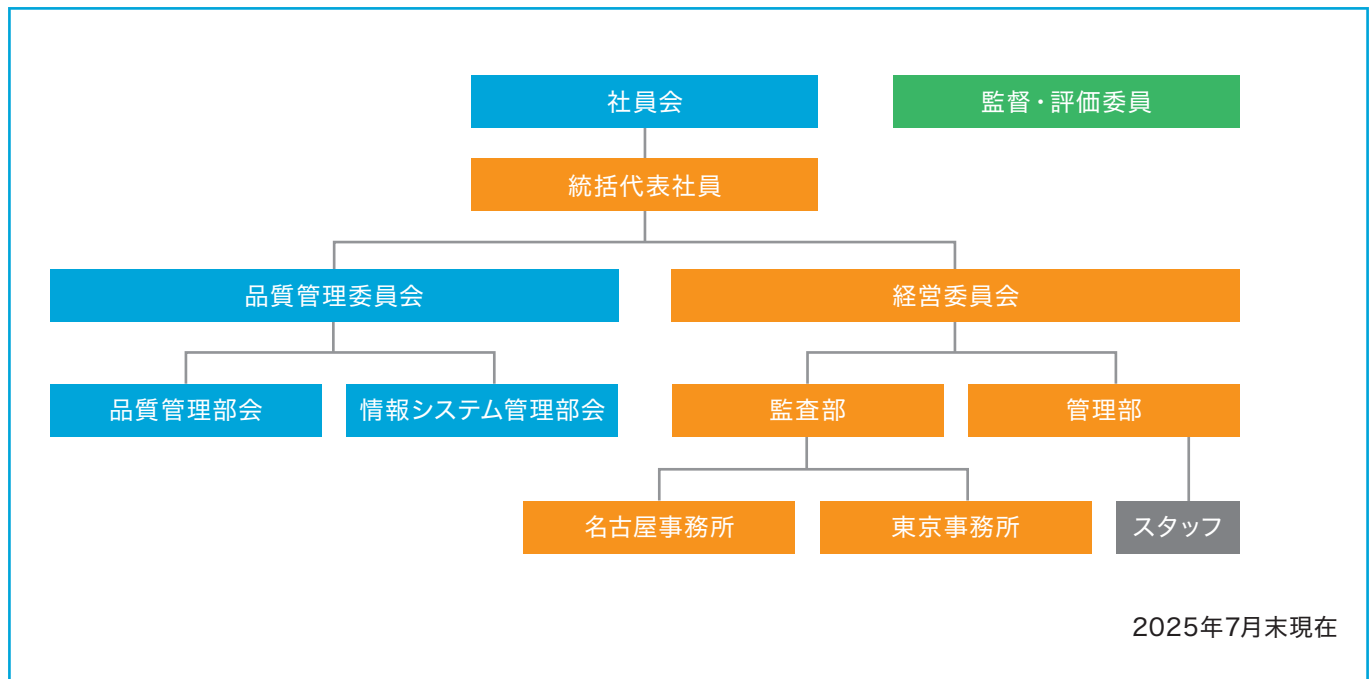
(2) 組織図

当監査法人は、中堅上場企業の監査保証業務と中小・中堅企業の上場支援業務に特化しており、規模に応じた組織運営を行うため、監査部を主な業務部門とし、総務部門からの支援をうけて品質管理業務を実施しております。

なお、専門職員のキャリア採用のため担当者を任命し、専門職員の増員により十分に監査業務にリソースを投入する方針としています。

また、品質管理部会において採用人材を含めた研修計画を策定し、会計監査に関する専門知識の習得に加えて、監査業務の効率的な運営につながる人間関係スキルを高めるような能力開発の機会を設け、外部研修を積極的に活用することを目的とした支援制度を制定しています。

監査法人コスモス 組織図



(3) 社員会

当監査法人の運営・管理に関する重要事項は社員・代表社員全員が参加する社員会で審議・決定が行われております。定例社員会を毎月1回開催し、経営上の意思決定や意見交換を行っています。また、法定監査及び公認会計士法上の大会社に係る監査契約を受嘱する場合は、当監査法人の業務運営に及ぼす影響や社会的な影響等を考慮して社員会の承認を必要としております。

また、必要に応じて臨時で社員会を招集し、適時に重要事項の意思決定が行われるようにしています。

2024年4月1日～2025年3月31日までの

定例社員会の開催回数 **12**回 | 臨時社員会の開催回数 **9**回

(4) 経営委員会

経営委員会は、社員会の専決事項以外の監査法人全体の運営・管理に関する重要事項に関する意思決定を行っています。経営委員会では、日常的な業務運営に係る意思決定だけに留まらず、法人の理念、中長期の運営方針等も検討し、社員会で全社員の総意として取り纏めるとともに全職員に伝達、浸透を図っております。

2024年4月1日～2025年3月31日までの

定例経営委員会の開催回数 **12**回 | 臨時経営委員会の開催回数 **7**回

(5) 統括代表社員

統括代表社員は、社員会の決定に基づき監査法人業務を統括し、当監査法人の最高責任者として法人業務を執行します。

(6) 品質管理委員会

品質管理委員会は毎月1回定例で、また必要に応じて随時開催され、以下の事項について協議、決定が行われています。

01 品質管理システムの整備・改定等に関する調査・立案

02 品質管理システムの監視

03 「品質管理規程」の制定・改廃についての検討

04 「品質管理マニュアル」の制定及び改廃

05 「監査ツール」の作成及び改廃

06 情報セキュリティに係る体制の整備及び運用管理

07 監査契約(金融商品取引法監査契約及び会社法監査契約並びに公認会計士法上の大会社に係る監査契約以外の監査契約に限る。)受嘱可否の審査

08 社員ローテーション(案)の策定

09 研修計画の立案・実施管理

2025年7月末の状況

品質管理委員会の人員数

社員・代表社員 **7**名

品質管理部会の人員数

社員 **3**名 マネージャー **5**名 CPA **7**名

情報システム管理部会

代表社員 **1**名

2024年4月1日～2025年3月31日までの

定例品質管理委員会の開催回数 **12**回

臨時品質管理委員会の開催回数 **14**回

(7) 独立性を有する第三者(監督評価委員)

当監査法人では、大手監査法人の代表社員経験者である公認会計士を監督評価委員として招聘しております。

監督評価委員には、社員会をはじめとした重要な会議体の議事録を閲覧に供すると共に、重要な意思決定事項についての諮問の他、下記事項への関与による法人運営の実効性に関して評価を依頼しています。

- 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

(8) 全体会議(年初研修、監査法人方針発表会など)

統括代表社員は、トップとしてのメッセージを、ホームページを通じて法人の内外に発信するとともに、法人内部に対しては隔週で行われる社内研修や年初に行われる全体研修や年度の始まりに開催する方針発表会の場において、当監査法人を取り巻く環境及び目指す方向性等についてのメッセージを伝達しています。

特に各種の研修では、品質管理委員会所属の社員・代表社員から品質管理上必須とされる事項等の情報伝達が行われることにより、常に社員・代表社員及び職員に対して最新の情報共有が図られています。

2024年4月1日～2025年3月31日までの全体会議の開催回数

隔週の研修会の開催回数 **24**回

年初の全体研修 **1**回

年度初めの方針発表会 **1**回

(9) 非監査業務の提供方針

当監査法人は、「品質」を重視した質の高い監査を提供することと並んで内部統制構築支援や上場支援のためのアドバイザー業務など非監査業務について提供することを運営方針としています。

他方で、監査業務における独立性及び自己レビューの脅威となる可能性のある非監査業務の同時提供について、明らかに独立性及び自己レビューの脅威となる非監査業務は受嘱しません。監査業務と同時提供により非監査業務を受嘱する場合には当該契約受嘱の可否について倫理規則に基づき品質管理上の確認を取ったうえ、特に社会的影響度が高い事業体(PIE)である被監査会社の監査役等に事前の了承を得ることとしています。

3. 人的基盤

(1) 業務運営に関する基本方針

当監査法人では、運営基本方針のなかで「監査法人メンバーの心・技・体の成長を育むこと」を定めており、法人全体での業務量と人員のバランスを考慮しています。

具体的には、残業時間を毎月モニタリングし、現場を担う専門要員に過度な負担が生じないように配慮しております。これにより各専門職員が継続してモチベーションを高くもって監査業務に臨むことができ、結果として監査業務の品質も保持されるようにしております。

このため当監査法人における常勤の専門職員の離職率(年度内離職者÷年度初めの在籍人員×100)は3年平均で9.4%となっております。監査法人として、やりがいのある監査業務やワークライフバランスの取れた職場環境を提供することで、職員がいきいきと働ける体制を整えており、それが離職率の低下につながると考えています。また、当監査法人が提供している効果的な人事考課制度による能力向上への取り組みが各監査法人メンバーのやる気と経験と能力の向上を自覚できる仕組みとして効果を発揮していると考えています。

当監査法人では、ワークライフバランスの実現及び求められる能力力量を明確にした人事考課を実施することにより、監査法人メンバーが日々の業務において成長を実感し、質の高い監査業務を提供できるように図っています。

(2) 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士(有資格者)の区別

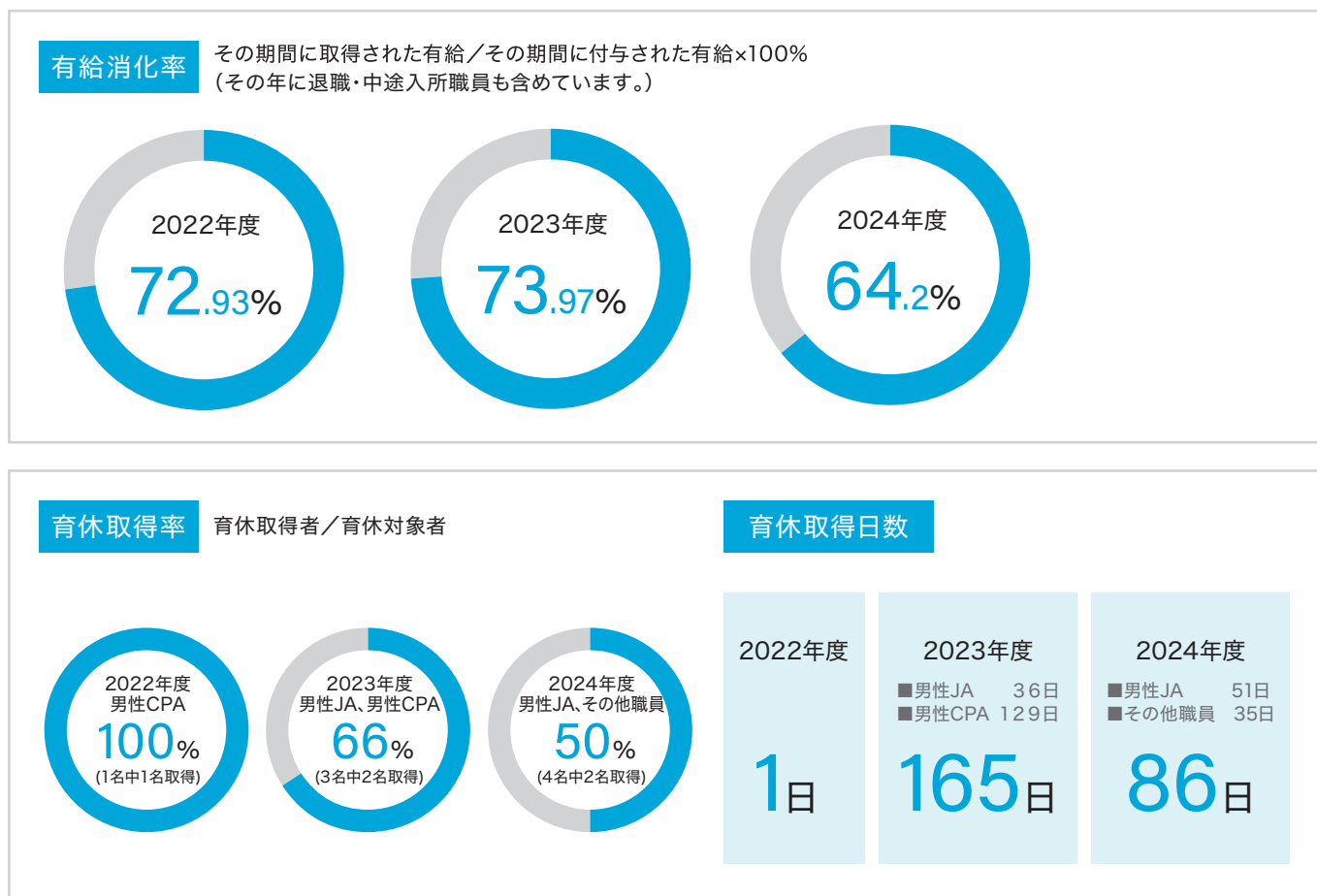
当監査法人の構成員の状況は、以下の通りです。

2025年7月末現在

	名古屋	東京
社員・代表社員	9人	2人
公認会計士	35人	33人
公認会計士試験合格者	8人	4人
監査補助職員	3人	4人
その他事務職員等	5人	0人
計	60人	43人

(4) 執務時間等

専門職員の有給休暇消化率及び、育児休暇の取得状況は以下の通りです。



人的基盤を維持するための取組みとして、勤務時間と場所の多様性を図っています。出産育児や介護の問題をはじめ、当監査法人に所属する人員の特性は多様化が見られるため、単なる時短勤務や休暇取得に留まらず、6割程度の勤務割合を選択できる選択勤務制の導入や在宅勤務や事務所でのリモートワークを活用しています。

また、過剰労働を防止するための残業時間管理を徹底し、残業時間が多くなっているスタッフには、関係する業務執行社員、マネージャー等と協議・検討し、必要に応じて担当業務の見直し等を通じて業務の軽減を図っています。

当監査法人への帰属意識を高めるために人事評価面談を実施して、当監査法人で働く意味づけや意義づけを確認しています。

今後は、従業員満足度調査の実施の他、実施結果の共有及び実施結果を踏まえた対策を組織として協議決定の上、具体的な施策へつなげていくことを予定しています。

採用した職員に、長きに亘り当監査法人へ貢献してもらえることが重要であると考えます。働きやすい労働環境の提供を通じた離職率の低下を目指すため、以下のような様々な施策を実施しています。

<p>01</p> <p>働き方改革法に基づく残業時間管理の徹底、有給休暇取得の促進</p>	<p>02</p> <p>女性職員ほか、男性職員による育児休業制度の利用促進</p>	<p>03</p> <p>特に育児中の職員の働き方の自由度を勘案した選択勤務制度の導入</p>	<p>04</p> <p>移動時間削減及び生産性効率性向上を目的としたリモートワーク制度の導入</p>
--	--	---	---

(5) 人材採用方針、人事評価

人材の確保については、公認会計士論文式試験合格者の採用のためのプロジェクトチームによるリクルート活動及び人材紹介会社等を利用した他の監査法人退職者等の中途採用を実施しています。

また、原則常勤希望の専門職員の採用を優先しており、常勤以外の専門職員の採用は限定的としています。

当監査法人では、毎期または適時に監査業務毎に必要とされる人員を調査し、その結果に基づき人員採用計画を策定し、人員確保に向けて活動しています。また、当監査法人では、専門職員の能力向上のための人事評価及び報酬に関する基本方針に基づき、半年に一回の能力力量評価を実施しています。

専門職員の能力向上のために能力力量評価を実施し、専門職員は能力力量評価に従い自己評価を行い、マネージャー評価や社員・代表社員評価をうけ、当該人事評価に基づき専門職員は自己成長の度合いについて客観的な評価をうけ、次年度以降の監査業務の実施に役立てます。

専門職員の報酬については年1回経営委員会により27グレードの評価が実施され、能力力量評価の結果に基づき報酬評価を実施しています。

また、マネージャーは、能力力量評価に基づき、業務に関係した社員からの業務評価の他、所属部門の社員からの適性評価が行われ、当該評価に基づき社員登用の検討がなされます。

社員の登用に関しては、年に1回検討しています。具体的には、一定の勤務年数、職歴及び能力力量を有したマネージャー職階の職員を対象として、毎年実施される結果を経営委員会で総合的に勘案した上で社員登用に関する推薦の可否を判断し、経営委員会で推薦された職員について、最終的には社員会により承認決議が行われます。

近年では、2022年7月1日及び2023年7月1日からそれぞれ2名の社員、2024年7月1日から1名の代表社員の選任に関する議案について、社員会で承認しております。

社員・代表社員評価に関しては、年1回社員・代表社員能力力量評価が実施されます。業務評価は社員・代表社員能力力量評価が実施され、監査法人の運営方針の理解の状況や品質管理を中心として業務執行や審査業務に関する事項について、その理解度、実践度、指導力にわたり評価されるため、監査法人の理念に従って活動できているかどうかの貢献度合いや監査チームへの貢献度合いや審査業務への貢献度合いが評価されることとなります。また、社員・代表社員は品質管理項目だけでなく、法人の運営の基盤となる業務開発についても評価項目となっており、当該評価を基礎として、昇給及び昇格の検討が実施され、社員・代表社員能力力量評価の結果である監査業務や審査業務並びに業務開発の実績に応じてフェアな評価が実施されることにより、社員（経営人財）としての士気向上と職業専門家として能力を発揮する動機付けがなされることを目標としています。

社員・代表社員評価項目は「経営全般項目」「業務執行項目」「審査項目」「業務開発項目」となっており、各社員・代表社員の自己評価に対して経営委員会メンバーによる評価が実施され、統括代表社員及び経営委員会メンバーから、各社員・代表社員に対して監査の品質や監査法人経営について評価結果をフィードバックする個人面談が実施されます。なお、統括代表社員・代表社員については、それぞれの自己評価の結果について社員・代表社員から評価を受けることとし、より客観的な評価となるよう配慮しています。

更に、監査業務の品質管理に重点を置くため、公認会計士・監査審査会の検査結果、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果、定期的な検証及び日常的監視の結果を、社員・代表社員の業務評価に反映させ、社員・代表社員による品質管理活動への貢献も評価を加味して報酬評価を実施しています。

(6) 研修に関する基本方針、体制、履修管理

会計監査業界を取り巻く膨大な制度や規則は、頻繁に制定改廃されていることから、公認会計士は、職業的専門家としての知識を継続的に更新するとともに、自らの能力開発を積極的に行うことが求められています。

当監査法人では、専門要員として必要となる知識・情報の習得、更新や能力開発を積極的に支援しております。具体的には、専門要員の要望などを品質管理部会(品質管理委員会の下部組織)が調査し、これらの要望を踏まえて、研修計画を策定しています。

また、当監査法人独自で開催する研修の策定・遂行・管理、日本公認会計士協会のeラーニングからの研修計画について当監査法人内へ展開し、専門要員の研修受講を促進し、CPD単位取得の定期的な確認を実施しています。

さらに、専門要員に対して、組織人として必須なコミュニケーション能力やマネジメント能力等が向上するよう、会計監査の領域以外の研修の受講機会も提供しています。個々人のあらゆる面での能力向上が、当監査法人全体としての組織力底上げに繋がりを、最終的にはクライアントに対して質の高い業務を提供できるものと考えています。

(7) 人材の確保に向けての方針並びに対応策

過去10年間、監査法人で働く公認会計士の割合は50%から40%に減少しており、当監査法人でも専門職員の安定した確保が大きな課題となっています。

中途採用に関しては、当法人は職業専門家である公認会計士として、将来に役立つ有意な経験とキャリアを積むことのできる魅力ある職場環境を整備しています。特に年間執務時間の一定割合を自己のその他の業務に振り向けることのできる「選択勤務制」の導入や、クライアントの多くが中小規模の上場準備や上場会社であるために、キャリアの早期段階からインチャージ・マネージャークラスが担当する業務を経験することも十分可能となっています。

あらゆる層の公認会計士人材に対して、当監査法人が実施している中小・中堅企業を上場に導き、資本市場を活性化し、公認会計士人材の成長を促し、地方経済や日本経済の持続的な成長に貢献するという価値ある活動に共感してもらいたいと考えています。

そのためにWeb媒体での啓蒙、リクルート動画の作成などにも力を入れ、キャリア人材の確保に向けた活動を強化したいと考えています。

他方、新規合格者の採用では、公認会計士短答試験合格者を受入れ、監査業務に関わりながらフレキシブルに勉強にも取り組める「トレーニー制度」も導入し、採用窓口の多様化も行っています。

また、当監査法人の公認会計士試験合格者により人材採用チームを組成し、専門学校へアプローチすることによって当監査法人の活動への理解を深めてもらい、当監査法人の認知度を向上させる取り組みを実施していきます。

(8) 兼業・副業を認める場合その方針(人材育成・確保に関する考え方を含む。)

当監査法人では、兼業・副業を認めています。

その理由の一つは、専門要員それぞれが考える能力向上の機会を得られやすい就業環境を整えることによって、当法人で働くことの満足度を高めるためです。公認会計士は監査業務だけでなく、コンサルティング領域や税務領域など幅広く活動できる資質をもって試験を通過してきています。そうした中、監査法人が専門要員の活躍のステージとして監査業務だけを提供する場合、専門要員の監査法人における業務の満足度を高めることはできないでしょう。

兼業・副業を認めることで、監査法人を退職することなく自身が伸ばしたい、経験したいと考える監査業務とは別の領域にチャレンジし自らの能力向上に役立てることが出来ます。

当監査法人では上場支援を多く実施する法人として監査業務を提供していますが、専門要員に兼業・副業を経験することで当監査法人の価値や良さを実感してもらえると確信しています。

兼業・副業で得た知見や経験が当監査法人の中小・中堅企業の上場支援に役立ちますし、それが、さらなるやり甲斐になると確信しています。

もう一つは、将来リタイアしたときのキャリアの形成のためです。当監査法人は65歳定年制を採用しています。他方で、我々公認会計士は65歳を過ぎてなお社会に求められ、用いられる存在です。

そうした公認会計士人材として当監査法人で監査業務を中心に経験をしてきた専門要員は、65歳定年を迎えてからその後の人生設計をすぐに組み立てることが難しいかもしれません。そのため、当監査法人では勤続年数20年を超えているか60歳になった人材に対して「リタイアメント支援制度」を用意しています。

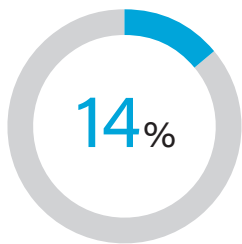
当監査法人で勤務しながら、税務・コンサルティング・社外役員などを経験し、65歳定年を迎えてすぐに社会に用いられる存在となり、職業専門家として安定した生活を送ることができるような制度としています。

兼業・副業の制度や選択勤務制やリタイアメント支援制度があることが当監査法人の特色であり、それが人材確保に役立ち、兼業・副業により能力力量の幅を広げ、さらに活躍できる人材へ成長してもらうことが当監査法人の人材の育成支援です。

なお、兼業・副業において、監査業務を行うことは競業避止の観点から認めていません。

また、兼業・副業を行う場合には、こういった内容の業務を行うのかについて報告義務があります。

(9) 専門要員に占める女性の割合



当監査法人における専門要員に占める女性の割合は14%（2025年3月現在）であり、今後とも女性の専門要員に対する当監査法人のニーズは高まっています。

公認会計士業界というのは女性と男性の給与格差がなく、働き方についても工夫することで女性も男性とかわることなく成果をあげ、報酬を得ることができます。

当監査法人では、男性や女性を区別することなく、それぞれにとって働きやすい職場を目指し、また、昇進や昇格に対しても男性や女性に区別なく能力力量に応じ客観的な評価を実施しています。

(10) IT等の専門知識を持つ人材の確保状況

当監査法人は、IT等の専門知識を持つ人材を現在の専門要員の中から育成する方針です。IT等の専門知識をもつ人材が法人内部にはいるものの、監査業務のデジタル化が進み現場スタッフや業務執行社員自身がIT等の専門知識を有することが定常的な状態となりつつあります。

こうした監査環境の変化のなか、特別にIT等の専門知識に特化した人材を確保するより、若い専門職員をIT等の専門知識を持つ人材として育成することを方針としています。

4. IT基盤

(1) ITに関する基本方針

IT基盤の整備については当監査法人の重要テーマのひとつと考えています。当監査法人では、2024年3月期の上場会社等の期末監査業務から電子監査調書システム（Auditech）のトライアル利用を開始し、2025年3月期に係る監査業務から順次、電子監査調書システムの正式運用を開始しています。

またシンクライアント方式やVDI方式のシステムにくらべ、情報セキュリティレベルを保持しながら利便性を高めることができるPCデータの暗号化システム（シャドウ・デスクトップ）の運用を開始しています。

さらに、2024年度はChatGPTを活用した、CosmosAIの運用を開始し、監査法人内での監査業務への利活用を推進して、監査業務の生産性向上に向けた取り組みを推進していきます。

今後もIT技術の進展は目覚ましく、セキュリティレベルの維持・向上、監査品質向上のためのAI技術を活用した監査ツールの開発、働き方改革などに対応するためのITによる業務の効率化の推進を進めていきたいと考えています。



情報システム管理部会の役割

情報システム管理部会は、当監査法人が導入している情報システム基盤やアプリケーションに関する全般的な運用・管理について総務部とともに監査業務を支援します。



情報セキュリティ

当監査法人は、社会的公共性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要なセキュリティ対策を実施するため「情報セキュリティ対策の基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準及び実施基準」を定めています。

「情報セキュリティ対策の基本方針」において、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理教育体制、情報の分類、情報の保管期限、実施状況の点検などを定めています。

「情報セキュリティ対策の基本方針」を遵守するための具体的な手続き等のルールとして「情報セキュリティ対策基準及び実施基準」を設け、人的安全対策基準、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、専門要員への行動基準などを定めています。また、万が一の情報漏洩に備えるべく、情報漏洩時の情報システム管理部会への伝達のルールを定めています。



電子監査調書システム (Auditech) を利用した監査

監査実務における指揮、監督及び査閲を確実に実施し、監査実務の高い質を維持し、監査業務の効率化を図ることを目的として、すべての監査業務に電子監査調書システム (Auditech) を導入しています。電子監査調書システム (Auditech) は、個々の監査業務の監査調書の確実な査閲と電子的な保存を目的に導入をしています。また、電子監査調書システム (Auditech) 導入を契機として、60日程度以内での監査調書のアーカイブが確実に行われるよう品質管理委員会によるモニタリングを実施します。



シャドウ・デスクトップの導入

当監査法人ではPC紛失等による情報漏洩を防止するため、2024年4月よりシャドウ・デスクトップの利用によるPC上のデータの暗号化と暗号化データのクラウド保存による保全を開始しました。

シャドウ・デスクトップは、PCを紛失した場合、PC拾得者がハードディスクを取り出してもシャドウ・デスクトップの機能によりデータが暗号化されており、PCにログインをしないと利用できないようになっています。また、複数回ログインを誤ると、PCのシステム及びデータが全消去される仕組みとなっており、物理的に情報漏洩に繋がらない仕組みです。



その他のIT基盤の整備

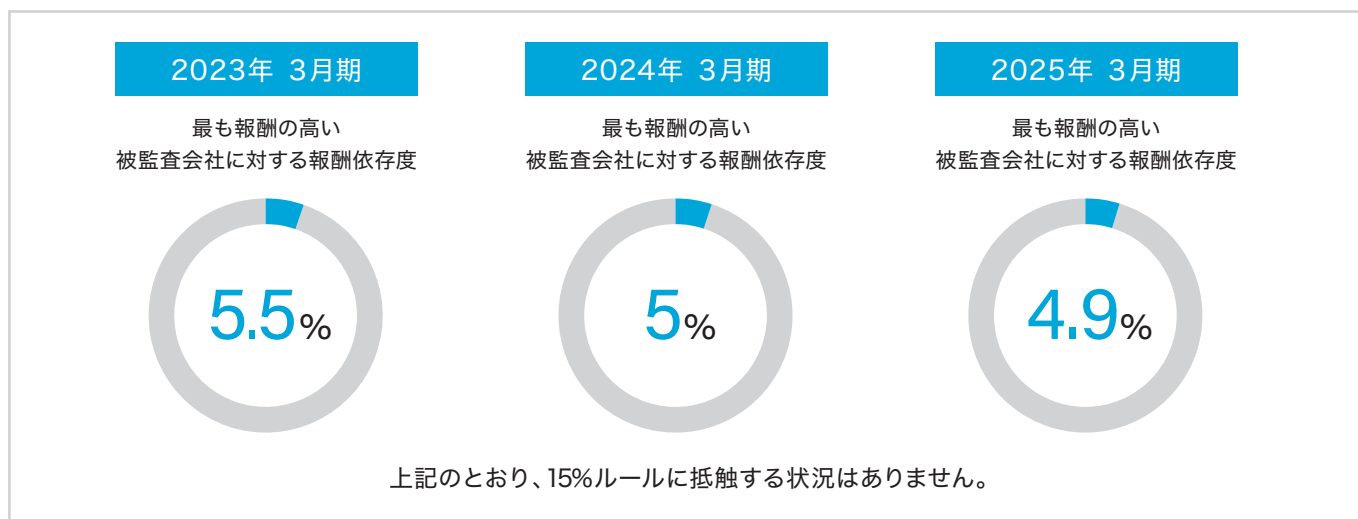
監査業務の品質管理の向上や業務の効率化のため、IT投資を積極的に行い、IT基盤の整備を進めていく方針です。電子監査調書システム (Auditech) が提供するファイル共有システムの活用やChatGPTを利用したCosmosAIを活用しながら監査ツールを開発するなど、IT基盤の整備と専門要員の理解と利活用の程度を深めていく予定です。

5. 財務基盤

当監査法人は、日本公認会計士協会の定める倫理規則に則り、特定の関与先からの報酬が総業務報酬の15%を超えないように管理しています。品質管理体制を支えるための財務基盤においても、中長期的に健全な財務基盤を確立するために安定した業務運営を維持しています。中核の監査業務や非監査業務の業務報酬だけでなく金融機関からの借入も活用し、監査品質の維持・向上させるために人材育成やIT基盤・ITツールへ計画的に資金を配分してまいります。

(1) 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。



業務報酬

当監査法人の業務報酬(売上高)は、下記のとおりです。



6. 国際対応基盤

当監査法人における国際業務については、監査部にて一元的に管理しており、当監査法人は独立した会計監査ファームやコンサルティングファームの集合組織である「PrimeGlobal」に所属しています。*

「PrimeGlobal」が主催する国際会議(アジア地区会議、世界会議)やウェビナーによるセミナーへの参加等を通じた情報収集やインバウンド企業の監査業務やアウトバンド企業の海外進出支援において、メンバー間のクライアント紹介等を通じて当監査法人の業務(含む、被監査会社の海外関係会社の監査)に活用しています。

*「監査事務所における品質管理」(品質管理基準報告書第1号)に規定される「ネットワーク」には該当しません。

7. その他

(1) 専門要員に対する理念浸透サーベイの実施

年1回、外部機関に委託して専門要員全員を対象とした理念浸透サーベイを実施しています。これにより、専門要員の当監査法人の経営理念や品質管理運営方針についての理解度や実践度を知ることができ、専門要員の当監査法人の経営理念の捉え方や見方の違いについて明らかにすることができます。当該サーベイの結果が専門要員の当監査法人の経営理念や品質管理運営方針への浸透度を高めるためのヒントを提示しており、サーベイの結果を活用して専門要員の当監査法人の監査業務や上場支援業務への主体的なかかわりや当監査法人へのエンゲージメントを高めるための効果的な施策を検討し実行していきます。

(2) 内外からの通報制度の利用

当監査法人のコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、職員及びクライアント等からの法令違反行為等に関する通報の仕組みを「品質管理規程」において定めています。通報窓口は外部の法律事務所に設置しており、通報窓口は、当監査法人のウェブページに表示しています。

通報窓口である法律事務所は、通報のあった事項を統括代表社員、経営委員会及び品質管理担当責任者に連絡することとしています。

統括代表社員及び経営委員会メンバーは、通報された事項について社員会に報告するとともに、通報された事項に関する事実関係の調査を行います。また、調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合には、当監査法人の規程に従い是正措置・社内処分が実施されることになっています。

また、当監査法人の規程では、内外の通報者が不利益を被ることがないように、通報者等を保護することとしています。

(3) 上場・IPO準備会社

当監査法人の経営理念では、中小・中堅企業の上場支援により資本市場に貢献していくことが、結果として公認会計士法における使命である「国民経済の健全な発展に寄与」すると謳っています。今後の我が国の発展に寄与する中小・中堅企業の経営の高度化は新規事業等の育成のための基盤となり、地方経済の発展や日本経済全体の発展に貢献することになるため、上場準備会社に対する監査業務は重要な役割と捉えております。

上場準備会社においては、受嘱時の審査が重要になり品質管理委員会による臨時の委員会を開催し、監査リスクだけでなく、中小・中堅企業の事業そのものや事業の将来性、経営成績・財政状態、発展可能性等を総合的に判断して新規受嘱の受入れを実施しています。

当監査法人ではプロマーケット市場が上場へのエントリー市場として、上場を目指す中小・中堅企業のための最良の上場市場と位置付け、プロマーケット市場から一般市場へのステップアップ上場を積極的に支援しております。

(4) 公認会計士協会の委員会業務への参加

当監査法人では、以下の業界団体の活動に積極的に参加を促すことにより、業界の発展に貢献することができています。

日本公認会計士協会東海会の 各委員会への参加

中小企業施策委員会委員

国際業務委員会委員

会計業務委員会委員

広報委員会委員

日本公認会計士協会東京会中央会の 各委員会への参加

総務委員会委員

(5) 顧客満足度調査の実施について

年に1回、被監査会社に向けて顧客満足度調査を実施しています。

クライアントより、当監査法人に対する評価だけでなく幅広い意見を頂くことにより、当該評価結果や意見対して、真摯に向き合い、個別の監査業務の品質の向上について議論を重ねて参ります。

また、個別の監査業務に対するクライアントからの評価や意見が、当監査法人の品質管理態勢全般の見直しに役立つものと考えています。

原則1 監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

考え方

資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。

特に、上場企業等の監査を行う監査法人には、その規模にかかわらずより一層高い会計監査の品質を確保するための組織的な体制整備が求められる。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、法人の構成員による職業的懐疑心が十分発揮されるよう、適切な動機付けを行う人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備に留意すべきである。

さらに、監査法人において、グローバルネットワークへの加盟や他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行うことが見られるが、このような関係は、共通の監査ツールの開発やITへの投資等を通じて会計監査の品質の確保やそれを持続的に向上させる効果が期待される反面、監査法人の意思決定に影響を与え得ることなどにより、会計監査の品質の確保やその持続的向上に支障をきたすリスクを生じさせる可能性もある。特に、このような関係が、個々のグローバルネットワークやグループにおける契約等によって構築されているため、その関係性や位置づけが明らかにされていない場合、会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利益とリスクを資本市場の参加者等が十分理解することが困難になる。グローバルネットワークやグループと監査法人との関係に関して十分な開示を行うことは、資本市場の参加者等からの監査への信頼性の確保につながるるとともに、資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価する上で重要である。

当監査法人の取り組み

監査法人コスモスでは、公益的な役割に対する認識から、監査業務及び財務に関するコンサルティング業務を通して、資本市場における社会的・公共的使命に応え、もってクライアントの健全な発展と監査法人の組織メンバーの幸福に貢献することを経営理念としております。

当該経営理念は、統括代表社員が全構成員に対し繰り返し説明することで、法人の構成員が共通に保持すべき価値観として形成されております。

監査法人コスモスでは、監査業務の品質を第一とする運営基本方針を定めており、非監査業務の位置付けについては、監査業務の品質が確保される範囲内において実施いたします。

	指針	監査法人の取り組み
1-1	<p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>Ⅰ. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要</p> <p>Ⅰ. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ</p>
1-2	<p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>Ⅰ. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要</p> <p>Ⅰ. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ</p>
1-3	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>Ⅱ. 経営管理の状況等（6つの基盤）</p> <p>3. 人的基盤</p> <p>(5) 人材採用方針、人事評価</p> <p>(6) 研修に関する基本方針、体制、履修管理</p>
1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>Ⅱ. 経営管理の状況等（6つの基盤）</p> <p>2. 組織・ガバナンス基盤</p> <p>(1) 組織・ガバナンスに関する基本方針</p>
1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<p>Ⅱ. 経営管理の状況等（6つの基盤）</p> <p>2. 組織・ガバナンス基盤</p> <p>(9) 非監査業務の提供方針</p> <p>3. 人的基盤</p> <p>(8) 兼業・副業を認める場合その方針（人材育成・確保に関する考え方を含む。）</p>
1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。</p>	<p>Ⅱ. 経営管理の状況等（6つの基盤）</p> <p>6. 国際対応基盤</p>

原則2 組織体制（(実効的な経営機能の発揮)

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

考え方

監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としている。公認会計士法上、原則として全ての社員が業務の執行と監視を行うことが想定されており、機関等を設けることは求められていないが、特に上場企業等の監査を担う監査法人は、無限責任監査法人や有限責任監査法人といった法人形態その他の形式的又は実質的な違いにかかわらず、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有することが必要である。また、監査法人の中には、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、会計監査の品質の確保の観点から、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。

これらに対応するためには、例えば、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保すべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合であっても、組織として、会計監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有するべきである。

当監査法人の取り組み

監査法人コスモスでは、全社員で構成される社員会を最高意思決定機関と位置づけ、社員会における意思決定に基づき代表社員で構成する経営委員会が法人運営を行っております。このほか、品質管理委員会を設け、監査の品質を確保しております。当監査法人は、社員及び職員などの監査要員合計100名程度で構成されている中規模監査法人であるため、現在の人員規模においては、現体制により実効的な組織運営が可能と考えております。

2-1

指針

監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

当監査法人の取り組み

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
- 2 組織・ガバナンス基盤
- (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針

2-2

監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- 01 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
- 02 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- 03 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
- 04 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
- 1. 品質管理基盤
- (1) 品質管理に関する基本方針

- (7) 監査品質向上への取組み
- ・監査リスクの把握するための被監査会社との効果的な意見交換の実施

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
- 3. 人的基盤
- (5) 人材採用方針、人事評価

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
- 4. IT基盤

2-3

監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
- 2 組織・ガバナンス基盤
- (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針
- 3. 人的基盤
- (5) 人材採用方針、人事評価

原則3 組織体制(独立した立場からの経営機能の監督・評価)

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

考え方

監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関等の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。

さらに、上場企業等を監査する監査法人が、監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、例えば、監督・評価機関を設け、企業や他の監査法人における組織的な運営の経験、資本市場の参加者としての視点や監査の知見などを有する、独立性を有する外部の第三者の知見を活用すべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合であっても、例えば、独立性を有する第三者を業務運営上の会議等に参加させるなど、創意工夫して独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

各監査法人において、独立性を有する第三者を活用するにあたっては、規模やガバナンス体制、組織的な業務運営上の課題等を踏まえて、独立性を有する第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすることが重要である。

当監査法人の取り組み

監査法人コスモスでは、全社員で構成される社員会における意思決定に基づく法人運営を行っております。当監査法人は、社員十数名で構成されている中規模監査法人であり、相互に牽制機能を持ち、公益的な役割を果たすことが法人の経営理念により浸透していますが、現体制による実効的な組織運営を一層効果的なものとするため、大手監査法人の代表社員経験者である公認会計士を、独立性を有する外部の第三者(監督・評価委員)として選任し、経営委員会や社員会の議事録の確認を行い、必要に応じて各種会議体への出席を依頼しています。

3-1

指針

監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

当監査法人の取り組み

- II. 経営管理の状況等(6つの基盤)
- 2 組織・ガバナンス基盤
- (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針
- (7) 独立性を有する第三者(評価・監督委員)

3-2

監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。

- II. 経営管理の状況等(6つの基盤)
- 2 組織・ガバナンス基盤
- (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針
- (7) 独立性を有する第三者(評価・監督委員)

3-3

指針

監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- 01 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- 02 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- 03 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- 04 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- 05 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- 06 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

当監査法人の取り組み

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
2 組織・ガバナンス基盤
(1) 組織・ガバナンスに関する基本方針
(7) 独立性を有する第三者（評価・監督委員）
- 7. その他
(5) 顧客満足度調査の実施について

3-4

監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
2 組織・ガバナンス基盤
(7) 独立性を有する第三者（評価・監督委員）

原則4 業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

考え方

監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関等が経営機能を発揮するとともに、経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。また、経営機関等の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。さらに、経営機関等から監査の現場への情報の流れだけでなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。

当監査法人の取り組み

監査法人コスモスでは、全社員で構成される社員会における意思決定事項を、各社員が監査現場に赴き、法人の構成員とコミュニケーションをとることで経営機関等の考え方を監査現場まで浸透させており、他方、監査現場において法人の構成員各層から情報を収集しております。

現場の監査業務及び品質管理の側面においても、品質管理委員会の下部組織である品質管理部会に監査現場のインチャージやマネージャーにも参画してもらい、品質管理委員会から発信される情報を一方的に伝えるだけでなく、品質管理における実務上の課題などを監査現場から収集し、品質管理部会から品質管理委員会へ、品質管理委員会から経営委員会や社員会へ情報を共有し、トップダウンだけでなくボトムアップ方式により現場からの自由闊達な意見を幅広く収集しています。

当監査法人では、年間計画に基づき研修を実施しており、監査の能力・力量考課により、人事管理・評価を行っております。

	指針	当監査法人の取り組み
4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。</p> <p>また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>II. 経営管理の状況等（6つの基盤）</p> <p>2 組織・ガバナンス基盤</p> <p>(1) 組織・ガバナンスに関する基本方針</p> <p>(8) 全体会議（年初研修、監査法人方針発表会など）</p>
4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>II. 経営管理の状況等（6つの基盤）</p> <p>3 人的基盤</p> <p>(5) 人材採用方針、人事評価</p>
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <p>01 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</p> <p>02 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</p> <p>03 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</p> <p>04 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</p>	<p>II. 経営管理の状況等（6つの基盤）</p> <p>3 人的基盤</p> <p>(5) 人材採用方針、人事評価</p> <p>(8) 兼業・副業を認める場合その方針（人材育成・確保に関する考え方を含む。）</p>
4-4	<p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>II. 経営管理の状況等（6つの基盤）</p> <p>1. 品質管理基盤</p> <p>(7) 監査品質向上への取組み</p> <p>・監査リスクの把握するための被監査会社との効果的な意見交換の実施</p>

4-5

指針

監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

監査法人の取り組み

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
 - 1. 品質管理基盤
 - (1) 品質管理に関する基本方針
 - (7) 監査品質向上への取組み
 - ・外部機関の活用と外部からの情報提供の活用等
 - 7. その他
 - (2) 内外からの通報制度の利用

原則5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

考え方

会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。

当監査法人の取り組み

監査法人コスモスでは、当監査法人のホームページにおいて、当監査法人の経営方針及び監査の品質を第一とする運営基本方針を明確にすると共に「品質管理のマネジメントに関する年次報告書」をホームページに掲載しています。また、クライアントへ当該年次報告書に基づき情報提供を行い、監査品質改善の活動及び施策を確実に実行して参ります。

5-1

指針

監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。

当監査法人の取り組み

「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況に関する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査法人における実効的な組織運営に関する取組」で行っています。また、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。

5-2

指針

監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。

- 01 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- 02 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- 03 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報
- 04 監査法人における品質管理システムの状況
- 05 経営機関等の構成や役割
- 06 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方
- 07 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応
- 08 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)
- 09 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針
- 10 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況
- 11 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況
- 12 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

当監査法人の取り組み

「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況に関する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査法人における実効的な組織運営に関する取組」で行っています。

また、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っています。

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

5-3

グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。

- 01 グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況
- 02 グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)
- 03 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価
- 04 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要

当監査法人は独立した会計監査ファームやコンサルファームの集合組織である「PrimeGlobal」に所属していますが、当該組織は「監査事務所における品質管理」(品質管理基準報告書第1号)に規定される「ネットワーク」には該当しません。

5-4

指針

監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

当監査法人の取り組み

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
- 2 組織・ガバナンス基盤
 - (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針
 - (7) 独立性を有する第三者（評価・監督委員）
 - 7. その他
 - (5) 顧客満足度調査の実施について

5-5

監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性については、今後、定期的に評価していく予定です。監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価については、品質管理規程に従い、定期的検証や独立性を有する第三者の知見を活用していきます。

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
- 1. 品質管理基盤
 - (8) 品質管理のシステムの監視
- 2 組織・ガバナンス基盤
 - (7) 独立性を有する第三者（評価・監督委員）

5-6

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況などの評価の結果について、今後、組織的な運営の改善に向け活用していく予定です。

- II. 経営管理の状況等（6つの基盤）
- 2 組織・ガバナンス基盤
 - (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針

以上